



2023年12月6日

各 位

会 社 名 株式会社東京機械製作所
代表者名 代表取締役社長 都並 清史
(コード番号:6335 東証スタンダード)
問合せ先 取締役執行役員管理本部長 中野 実
(TEL 03-3451-8591)

(開示事項の経過)

訴訟の判決（第一審）に関するお知らせ

2022年6月6日付け「訴訟提起に関するお知らせ」及び同月7日付け「(開示事項の経過) 訴訟提起に関するお知らせ」にてお知らせしておりますとおり、当社は、当社の主要株主であったアジアインベストメントファンド株式会社（以下「アジアインベストメントファンド」といいます。）を相手方（被告）として、当社株式の短期売買取引による利益の提供を求める訴え（以下「本訴」といいます。）を提起していましたが、本日、本訴について、東京地方裁判所より判決（以下「本判決」といいます。）の言渡しがありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本判決の言渡しのあった裁判所及び年月日

- (1) 裁判所 東京地方裁判所
- (2) 判決日 2023年12月6日

2. 訴訟の経緯

当社は、2022年4月15日、関東財務局から金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）第164条第4項に基づく「利益関係書類」（写）（同月14日付け。金商法第163条の規定により、当社の主要株主から提出された「役員又は主要株主の売買報告書」の記載に基づき、同法第164条第1項の利益を算定した結果、利益を得ていると判断される売買が認められることによるもの。以下「本利益関係書類」といいます。）を受領いたしました。

本利益関係書類によれば、当社の主要株主であった取引者であるアジアインベストメントファンドが当社株式の短期売買取引により利益を得たものとされていることから、当社は、本利益関係書類を受けて、アジアインベストメントファンドに対して、金商法第164条第1項に基づき、同利益を当社に提供するよう請求いたしました。アジアインベストメントファンドから同利益

の提供が一切なされなかったため、同利益の提供を求め、2022年6月6日、本訴を提起いたしました。

これに対して、本日、東京地方裁判所より、当社の請求を全て認容する下記3.記載の内容の本判決の言渡しがありました。

3. 本判決の内容（要旨）

- (1) 被告（アジアインベストメントファンド）は、原告（当社）に対して、19億4342万3161円及びこれに対する令和4年5月25日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。
- (2) 訴訟費用は被告の負担とする。
- (3) この判決は、仮に執行することができる。

4. 今後の見通し

アジアインベストメントファンドより控訴された場合には、引き続き適切に対応してまいります。本判決による当社業績への影響を含め、本判決について今後開示すべき事項が発生した場合には速やかにお知らせいたします。

以 上